

介護保険だより

平成29年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

平成30年度からの請求方法について

平成30年4月1日からの請求方法については、以前からお知らせしてありますとおり、以下のように変更になりますのでご注意ください。

1 書面での請求

書面での請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されており、原則、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい認められなくなりますので、早期にインターネット請求等へ切り替える必要があります。

ただし、同省令附則第2条の経過措置により、特例として次の（1）から（3）までの条件に該当する請求事業者については、免除届出書を作成し「その旨を審査支払機関に届け出る（提出する）」ことにより、書面での請求が認められます。

（1）附則第2条に係る条件

- ア 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護に係る介護給付費等の請求のみを行う場合
- イ 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護以外の1種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求を行う場合

（2）附則第3条に係る条件

従事する常勤の介護職員その他の従事者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合

（3）附則第4条に係る条件

- ア 電気通信回線設備の機能に障害が発生した場合
- イ 電子請求を行うための電子計算機及びソフトウェアの導入作業が未完了である場合
- 他

なお、免除届出書の様式については、WAMNET（<http://www.wam.go.jp>）に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

WAM NET 福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

お問い合せ
スマートフォン専用サイトはこちら

トップ 介護 医療 障害者福祉 高齢者福祉 児童福祉 知りたい

会員入口
会員登録

行政情報閲覧ランキング
「介護保険最新情報」
介護サービス関係Q&A
イベント・セミナー情報

医療・福祉関連情報
福祉のごとガイド
資格・職種編
職場編
専門職養成施設検索
サービス取組み事例紹介
連載コラム
評価情報
福祉サービス第三者評価

トップ > 行政情報 > 介護保険 > 介護保険最新情報Vol.388

介護保険

介護保険最新情報Vol.388

作成日 2014年8月19日

①「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について
②「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フロッピーディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について」の一部改正について
③「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」の一部改正等について

内容	資料
本文	ダウンロード
別紙様式	ダウンロード

ページの先頭へ戻る

2 I SDN回線での請求

I SDN回線での請求については、平成29年度（平成30年3月31日まで） いっぱい認められなくなります。

このため、引き続き伝送による請求を行うためには、インターネット請求に変更していただく必要があります。

なお、インターネット請求に変更するためには、本会に介護給付費等の請求及び受領に関する届を変更する月の前月10日までに提出していただく必要があります。

介護給付費等の請求及び受領に関する届の様式は、本会のホームページからダウンロードできます。

また、記載項目の説明や記載例も併せて掲載していますので、ご覧ください。

群馬県国民健康保険団体連合会

文字サイズ 小 中 大 背景色の変更 白 黒 通常

検索

アクセス | サイトマップ | リンク

一般の皆様へ 保険医療機関 保険薬局等の皆様へ 柔道整復術所の皆様へ 介護保険事業所の皆様へ 障害福祉事業所の皆様へ 特定健康診査等実施機関の皆様へ 保険者の皆様へ

現在の位置： ホーム > 介護保険事業所の皆様へ > 3 請求及び受領に関する届

3 請求及び受領に関する届

介護給付費の請求及び受領に関する届

請求及び受領に関する届 (PDF)
請求及び受領に関する届 (Excel)
記載方法 (PDF)
請求及び受領に関する届 (記載例) (PDF)

インターネット



問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

